

● 消費税の確定申告はお早めに！！

	申告、納税期限	口座振替日（振替納税ご利用の方）
消費税及び地方消費税	3月31日（月）	4月24日（木）

申告所得税の口座振替日は、**4月22日（火）**です。

※ 振替納税をご利用の方は、振替日の前日までに預貯金残高をご確認ください。

【 申告を間違えたときなどの手続 】

○ 税額を多く申告していたとき（更正の請求）

確定申告書を提出した後で、税額を多く申告していたことに気付いたときは、「更正の請求」をして正しい税額への訂正を求めることができます。この更正の請求をする場合は、税務署又は国税庁ホームページに用意してある「更正の請求書」に既に申告した金額と訂正すべき金額などを記入して、所轄の税務署長に提出してください。

更正の請求ができる期間は、原則として、確定申告書提出期限から1年以内です。

○ 税額を少なく申告していたとき（修正申告）

確定申告書を提出した後で、税額を少なく申告していたことに気付いたときは、「修正申告」をして正しい税額に修正してください。この修正申告をする場合は、税務署に用意してある申告書B第一表と第五表（修正申告書・別表）に、既に申告した金額と修正すべき金額などを記入して提出してください。修正申告をしたり、税務署から更正を受けたりすると、新たに納めることになった税額のほかに、過少申告加算税又は重加算税や延滞税がかかる場合があります。

記帳継続指導事業所募集

事業所得を有する白色申告の方に対する現行の記帳・帳簿等の保存制度について、平成26年1月から対象となる方が拡大されました。青色申告って何？ 帳簿はどうつけたらよいの？ 複式簿記って何？ など、初めて青色申告を始められる方の疑問に専門指導員（委嘱税理士）と本会担当職員が、日々の記帳から青色決算・所得税確定申告まで親切にお答えいたします。また、経理ソフトを使ったパソコンによる記帳もお手伝いしています。

お気軽に最寄りの支所担当職員までご相談ください。



「領収証」等に係る印紙税の非課税範囲が拡大されました

「所得税法の一部を改正する法律」により、印紙税法の一部が改正されました。

現在、「金銭又は有価証券の受取書」については、記載された受取金額が3万円未満のものが非課税とされていますが、平成26年4月1日以降に作成されるものについては、受取金額が5万円未満のものについて非課税とされることとなりました。収入印紙を貼る際には誤りのないようご注意ください。

「金銭又は有価証券の受取書」とは、金銭又は有価証券を受領した者が、その受領事実を証明するために作成し、相手方に交付する証拠証書をいいます。したがって、「領収証」、「領収書」、「受取書」や「レシート」はもちろんのこと、金銭又は有価証券の受領事実を証明するために請求書や納品書などに「代済」、「相済」、「了」などと記入したもの、さらには、「お買上票」などと称するもので、その作成の目的が金銭又は有価証券の受領事実を証明するために作成するものであるときは、金銭又は有価証券の受取書に該当します。

リーガルサポートシステム（企業法務専門支援員制度）のご案内

商工会では弁護士資格を持つ企業法務専門支援員を常時設置し、会員の皆様からの法律相談に無料で応じる制度があります。請負契約、債権回収、相続関係、連帯保証人、時効制度等のご相談や身近な法律相談（事業以外の相談も可）まで、気軽にご利用ください。相談予定日は毎月第一金曜日です。（平成25年度は39件の相談がありました。） **次回相談予定日 平成26年4月4日（金） 午前10時～午後4時**

■ ご相談を希望される方は、商工会本所または最寄の支所まで事前にお申し込みください。

消費税法改正等のお知らせ

1 消費税率が引き上げられます

消費税(地方消費税を含む)の税率は、平成26年4月1日から8%に引き上げられます。

消費税の課税事業者が、平成26年4月1日を含む課税期間分(個人事業者の場合は平成26年分)の消費税及び地方消費税の確定申告書を作成するためには、課税売上げ・課税仕入れについて、帳簿等において、旧税率が適用されたものと新税率が適用されたものに区分しておく必要があります。なお、税率引上げに伴う経過措置により、平成26年4月1日以降に行われる取引であっても、旧税率が適用される場合があります。

2 任意の中間申告制度が創設されました

直前の課税期間の確定消費税額(地方消費税額を含まない年税額)が48万円以下の事業者(中間申告義務のない事業者)が、任意に中間申告書(年1回)を提出する旨を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出した場合には、当該届出書を提出した日以後にその末日が最初に到来する6月中間申告対象期間以後の6月中間申告対象期間について、自主的に中間申告・納付をすることができることとされました。

事業年度が1年の法人については、平成26年4月1日以後開始する課税期間の中間申告から適用されます。

なお、個人事業者の場合には、平成27年分の中間申告から適用されます。

消費税転嫁対策特別措置法に規定する総額表示義務の特例措置

消費者向けの価格表示については、税込価格を表示(総額表示)することが義務付けられていますが、「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」(消費税転嫁対策特別措置法)により、平成25年10月1日から平成29年3月31日までの間は、「現に表示する価格が税込価格であると誤認されないための措置」(誤認防止措置)を講じている場合に限り、税込価格を表示(総額表示)しなくてもよいとする特例が設けられました。

なお、消費者の方々の利便性にも配慮する観点から、この特例の適用を受ける事業者は、できるだけ速やかに「税込価格」を表示するよう努めることとされています。

全国健康保険協会
三重支部からのお知らせ

平成26年度の三重支部の介護保健料率が変わります (健康保健料率は据え置き)

協会けんぽの健康保健料率については、昨年、健康保険法等が改正されたことを踏まえ、準備金を取り崩すことにより据え置きます。一方、介護保健については、介護給付費が年々増加していることに伴い、協会けんぽが負担しなければならない額(介護納付金)も増加し、このままでは700億円を超える赤字が見込まれるため、介護保健料率については本年3月分(4月納付分)より引上げをお願いせざるを得なくなりました。

厳しい経済状況の中ではありますが、加入者・事業主の皆さまには、このようなご負担につきまして、何とぞご理解をいただきますようお願い申し上げます。

	現行		平成26年3月分～
健康保険料率	9.94%	→	据え置き
介護保険料率	1.55%	→	1.72%

■変更後の健康保険料率と介護保健料率の適用は、3月分(4月納付分)からとなります。
また、賞与については、支給日が3月1日分からとなります。

健康保健料(9.94%)のうち、5.87分は加入者の皆さまの医療費等に充てられる基本保健料となり、4.07%分は後期高齢者医療制度への支援金等に充てられる特定保健料率となります。

※健康保健料率は平成25年度と変わりませんが、基本保健料率・特定保健料率の比率は変わります。

介護保険制度は、介護が必要な高齢者を社会全体で支える仕組みであり、公費(税金)や高齢者の介護保険料のほか、40歳から64歳までの健康保険の加入者(介護保険第2号保険者)の介護保険料(労使折半)等により支えられています。



次回の 会員一斉訪問実施予定日は 4月15日(火) です

当日は各支所の事務所を閉めさせていただきますので、ご了承下さい。15日にお伺いできない場合は18日頃までにお伺いいたします。当日のご連絡は本所(☎45-2210)までお願いいたします。

《貸付金利の状況》

(平成26年3月1日現在)

日本政策金融公庫	普通貸付	1.90%	→
	経営改善貸付(無担保・無保証人)	1.60%	→
三重県融資制度	小規模事業資金(第三者保証不要・別途保証料)	1.75%	→
商工貯蓄共済制度	一般(保証料不要)	1.675%~2.075%	→
	保証協会保証付(別途保証料)	1.55%	→